資料２

基本構想（素案）

１　まちの将来像

２　まちづくりの基本目標

３　人口の目標

４　将来の都市構造（土地利用）

５　まちづくりの達成指標

1　まちの将来像

次回審議会当日に提案させていただきます。

2　まちづくりの基本目標

まちづくりのイメージ

イメージ図は今後変更する可能性があります。

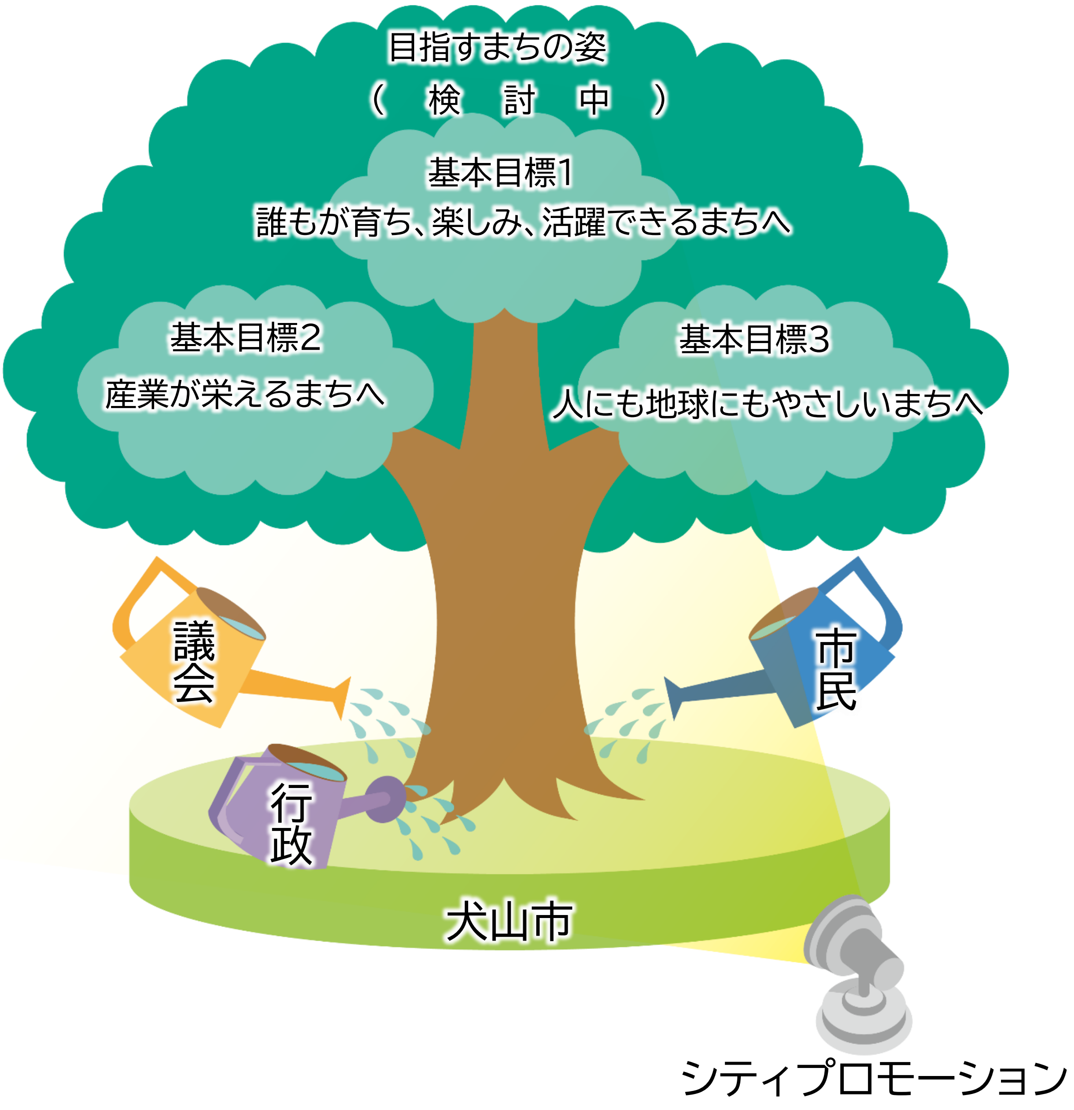

[I1]3つの基本目標の実現に向けて、様々な主体が協働して取り組みます。

みんなで作る犬山市の魅力を照らして、犬山市内外の人に犬山を「知ってもらう」、「選んでもらう」ためにシティプロモーションに取り組みます。

◆基本目標１　誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ

　子育てを応援するとともに、犬山市の豊富な魅力の中で、『学びたい』、『楽しみたい』、『活躍したい』といった希望が実現し、このまちで成長しながら、イキイキと暮らすことができるまちを目指します。

◆基本目標２　産業が栄えるまちへ

　事業者の積極的な取組みによって、市内の農業や商業、工業、観光に活気があるまち。新たな企業進出や商業系施設の出店、様々な連携により、産業がますます発展するまち。

　そして、産業の発展が、地域の豊かさにつながるまちを目指します。

◆基本目標３　人にも地球にもやさしいまちへ

　安全・安心で快適な暮らしを提供する、生活環境、生活基盤が充実している一方で、人の暮らしのための利便性とその周辺及び地球環境への配慮が共存し、限りある資源を未来へつなぐまちを目指します。

◆効果的・効率的な行財政運営

　基本目標を実現するためには、行政の限られた人材、資源、資金、時間を効果的・効率的に活用しなければいけません。

　戦略的に行財政運営を進めるとともに、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

行政運営とシティプロモーションの記載場所は変更する可能性があります。

◆シティプロモーションの実施

　まちに魅力があっても知らなければ、選ばれない。犬山市の魅力を知ってもらうことが大切です。そして選択肢に入れてもらい、最後に犬山市を選んでもらう。

　選ばれるまちとなるため、まちの魅力を発信します。

３　人口の目標（「犬山市人口ビジョン」より）

令和●年に策定した「犬山市人口ビジョン」では、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は、令和２年（2020 年）の 73,090 人から令和 42 年（2060 年）には約 51,000 人に減少するとされていますが、出生率の向上や社会移動率の改善によって人口減少を抑制することで、令和 42 年（2060 年）の目標人口を 60,000 人としています。

また、この計画の最終年度である令和 12 年（2030 年）における人口は、基本推計で 68,330 人となるところを、目標人口は 69,818 人としており、この計画の目標人口も同様とします。

令和 12（2030 年）目標人口　６９，８１８人

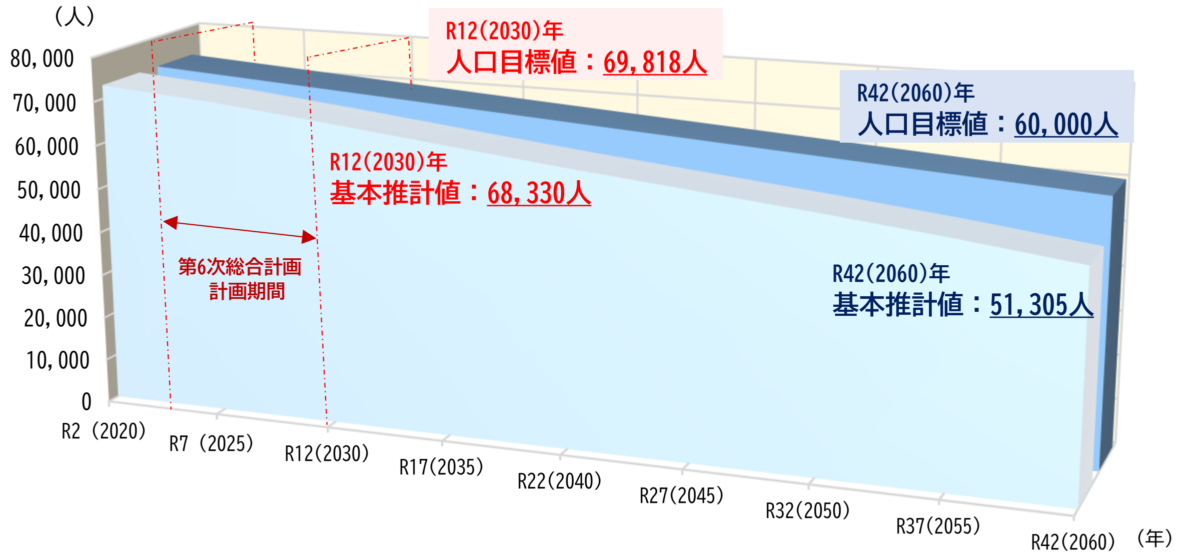

4　将来の都市構造（土地利用）

土地は、市民生活や産業活動の基盤です。土地利用は、将来のまちの形成に大きな影響をもつため、地域特性や都市基盤の整備状況、社会経済動向などを踏まえ、計画的な土地利用を図ります。

基本方針

本市の特徴的な地域の良好な歴史的資産や自然環境との調和(共存・共生)を図りながら、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、住・農・商・工のバランスの取れた都市の形成を図ります。

目指す都市の全体像

市全体を３つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めます。

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、「都市形成軸」を設定します。

６つのエリア（拠点）を設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。

土地利用の考え方

「目指す都市の全体像」の実現に向けて、以下のような土地利用の考え方を基に、各エリアにおける土地利用を進めます。

〇社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い集約型都市の形成を促進します。
〇市内外の人たちが交流を育むことのできる都市拠点づくりを促進します。
〇将来にわたって、住んでいる人たちの暮らしが持続できるよう、公共交通など地域の「足」の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車等との接続を改善し、利便性の向上を図ります。
〇周辺環境や地域特性に配慮した経済活動の場を誘導します。
〇これまで守り、育んできた歴史的資産や自然環境の保全と活用を図り、人の暮らしと自然が共生する環境づくりに努めます。
〇市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
〇市街化調整区域内の優良農地の保全及び適切な活用に努めます。

【将来都市構造・土地利用基本構想イメージ】

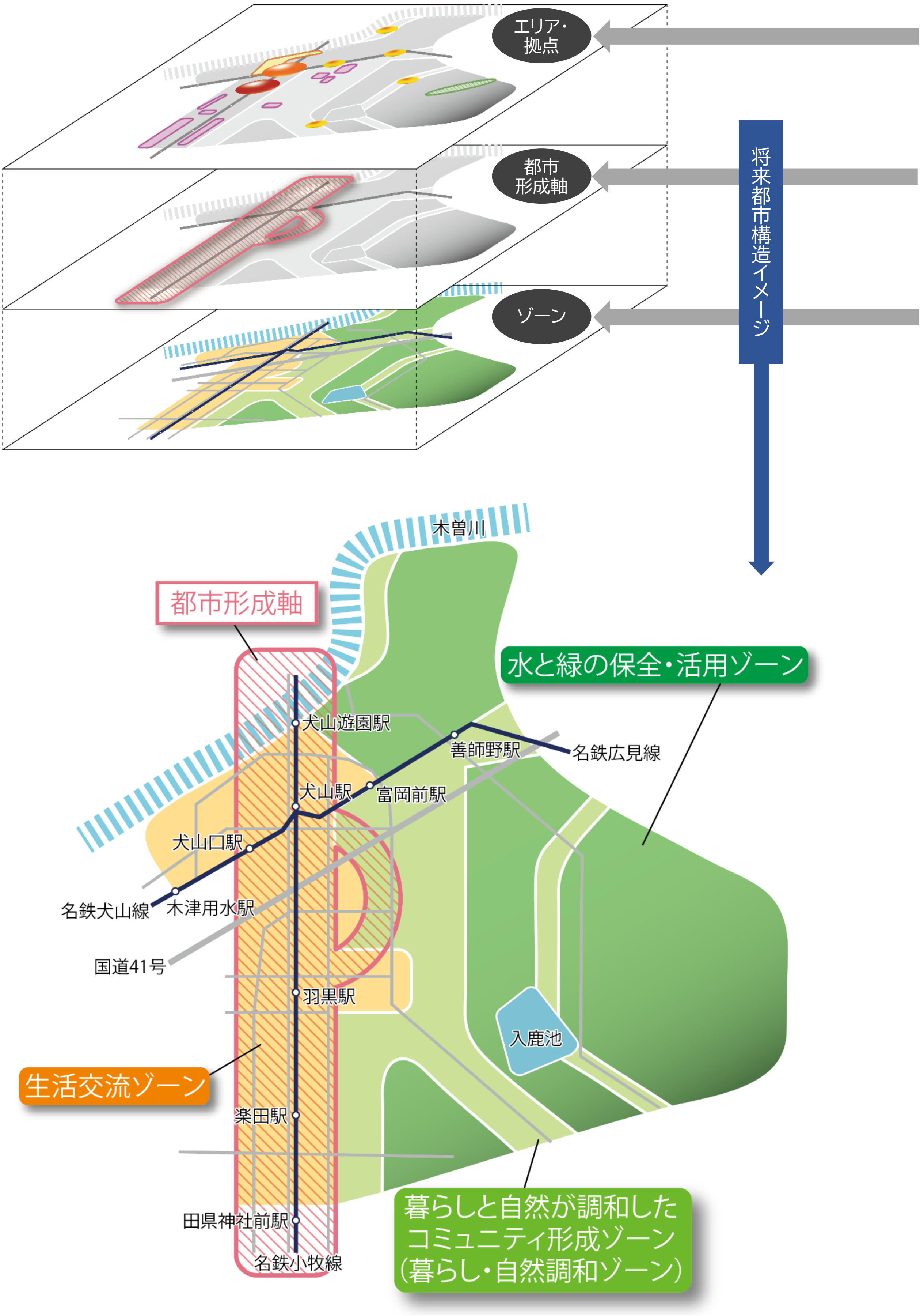

土地利用基本構想イメージ

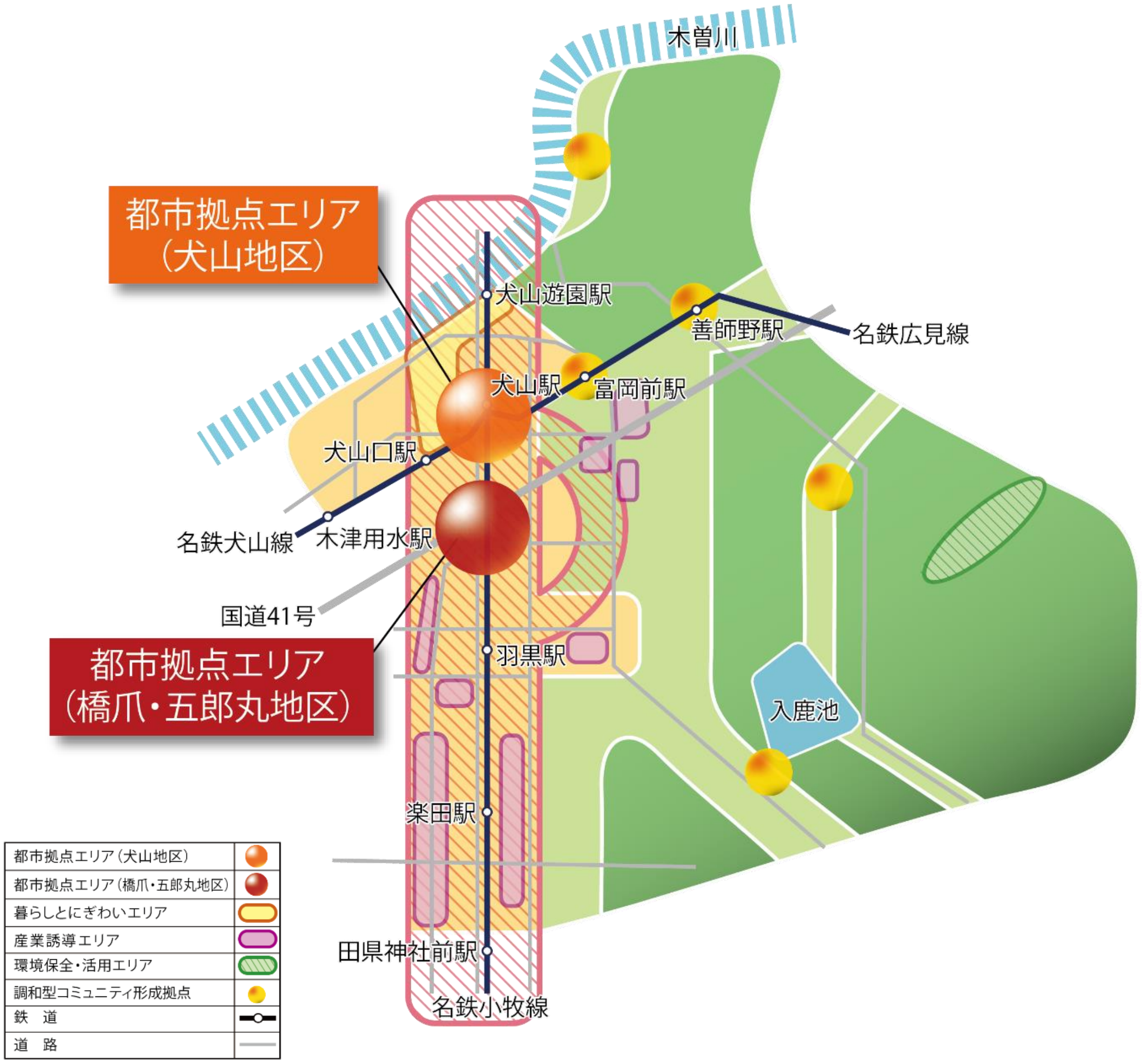

ゾーン

区分	特徴	ゾーンの現況	土地利用の方針
生活交流ゾーン	市街地を形成する平坦地	城下町地区、駅周辺や主要道路沿線の商業エリア、都市基盤整備が進んだ住宅地エリア、工業団地などの工業エリアがバランスよく位置する市西部の市街地ゾーン	・市街化区域内の一団のまとまった都市的低・未利用地の活用や、市街地での都市基盤の整備を優先的に行い、市民がより安全・快適に生活できる良好な住環境づくりを進めます。 ・バスや駅などの公共交通及び主要道路沿い、既存市街地の周辺を中心とした新たな土地利用の促進による市街地の拡大を図ります。
水と緑の保全・活用ゾーン	豊かな自然に恵まれた丘陵地	豊かな緑であふれる丘陵地帯や、入鹿池をはじめとしたため池、河川、湿地など潤いある水辺空間を有する市東部の自然ゾーン	・健全な生態系が持続できるよう、自然環境の保全に努めます。 ・既存の資源を活かした、人と自然がふれあい、さまざまな人々が交流できる空間としての活用を図ります。
暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン （暮らし・自然調和ゾーン）	平坦地と丘陵地の中間に位置する農地・里山・住宅地	優良な農地や農業用ため池、里山に囲まれた安らぎとゆとりある空間に、既存集落や大規模な住宅団地が配置され、生活交流ゾーンと水と緑の保全・活用ゾーンの中間に位置する“人の暮らし”と“自然”が調和（共存・共生）し、コミュニティが形成されるゾーン	・優良な一団の田園地域や里山環境の保全に努め、“自然”や“農業”と“人”とが調和（共存・共生）する環境の維持を前提としながら、この環境を著しく損うことのないよう留意しつつ、産業用地などの新たな土地利用を図ります。 ・里山に近接する既存の集落では、自然と調和した生活環境の充実を図るとともに、主要な集落、駅の周辺では、地域コミュニティの維持を図ります。

都市形成軸

社会構造がめまぐるしく変化するなかで、まちの活力や市民の生活の質、心の豊かさを維持するためには、既存の社会資本ストックなどを活用した効率的なまちづくりや、持続可能なまちの発展に向けた土地利用が求められています。

将来に向けて、さらなる豊かさをもたらす源を形成するため、既存市街地、駅やバスなどの公共交通や主要道路に沿った周辺部を「都市形成軸」として設定し、公共交通の活用とともに重点的に道路整備を進め、「人が働く場（産業用地）」「人が暮らす場（住宅用地）」「人が集い交流する場（交流施設用地）」を誘導するなど、民間活力を導入しながら、にぎわいのある市街地を形成します。

エリア・拠点

■都市拠点エリア（犬山地区）

市庁舎や名鉄犬山駅、警察署などの公共施設が集積している特性を活かし、本市の拠点として良質な市街地の整備と土地の高度利用を図ります。商業機能など都市機能の充実を図り、市域全体のにぎわいと活力をもたらす整備を促進し、市の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めます。

■都市拠点エリア（橋爪・五郎丸地区）

公共交通や国道 41 号をはじめとする自動車交通の利便性が優れているとともに、病院や公共施設などが立地していることなどから、都市的な土地利用への転換をまとまった規模で検討できる条件を有しています。

このため、市民の活力向上や産業の活性化につながる新たな交流拠点の形成を図ります。

■暮らしとにぎわいエリア

歴史・文化と自然、人の暮らしが共存している地域特性を活かし、多くの来訪者でにぎわうエリアとするため、犬山城や城下町、木曽川などの地域資源を有効に活用したまちづくりを進め、人が行き来する活気ある空間や風光明媚な環境を活かした憩いの空間としての土地利用を進めつつも、エリア内の住民の快適な生活につながる土地利用を進めます 。

■産業集積誘導エリア

税収と雇用を確保し、将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、各エリアの特性に合わせて市内産業の活性化につながる土地利用を進めます。

■環境保全・活用エリア

当該エリア及びその周辺における自然環境の保全や安全性の確保を前提に、ニーズに合わせた多面的な活用方策も視野に入れた土地利用を図ります。

■調和型コミュニティ形成拠点

　里山に近接する既存の集落では、自然と調和した生活環境の充実を図るとともに、主要な集落、駅の周辺では、地域のコミュニティを維持するため、日常生活を支える機能を確保し、住民の集いの場となる拠点の形成を目指します。

5 まちづくりの達成指標

総合計画がある程度固まったタイミングで作成予定です。